

市 民 相 談 日 程 表 (8 月 分)

鎌倉市役所 TEL 23-3000 (代表) 平日8:30~17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口	
行政相談	国の行政等についての相談	4	火	13：00～16：00	市役所	行政相談委員	随時	くらしと福祉の 相談窓口 61-3864
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての 相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での 相談は1回限りとなります。	7 14 21 28	金	09：00～16：00	市役所 ※	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前 から受付 ・受付日が祝・休日 に当たる場合は、そ の前開庁日から受付	
		25	火					
		18	火	17：30～20：00	市役所 ※			
		5	水	10：00～16：00	深沢支所			
		12	水	10：00～16：00	大船支所			
		19	水	10：00～16：00	腰越支所			
		26	水	10：00～16：00	玉縄支所			
		女性を対象とした法律的な問題についての相談	20	木	9：30～16：30	市役所 ※	弁護士（女性）	
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	12 19	水	09：00～16：00	市役所 ※	税理士		
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等 の手続きについての相談	18	火	13：00～16：00	市役所 ※	司法書士		
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契 約書類の作成等についての相談	26	水	13：00～16：00	市役所 ※	行政書士		
不動産相談	不動産についての相談	13	木		市役所 ※	専門の相談員		
マンション 管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の 改正、理事会運営等）についての相談	6	木	13：00～16：00	市役所 ※	マンション管理士		
建築の紛争予防等 に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整につ いての相談	10	月	09：00～16：00	市役所 ※	建築等紛争相談員	予約制 ※面談・電話の選択可	
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ 悩みについての相談	月	～ 金	10：00～13：00 14：00～16：30	市役所	女性相談支援員	面談は予約制	市民相談課 23-9311 （相談専用）
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	4 18	火	13：00～16：00	市役所	人権擁護委員	予約制	市民相談課 61-3870

◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆